

平成19年10月22日

各 部 局 長
愛 知 県 企 業 庁 長
愛 知 県 病 院 事 業 庁 長
愛 知 県 議 会 事 務 局 長 殿
愛 知 県 教 育 委 員 会 教 育 長
愛 知 県 各 種 行 政 委 員 (会) 事 務 局 長
愛 知 県 警 察 本 部 長

愛 知 県 副 知 事

平成20年度予算編成について（依命通達）

国の地方分権改革推進委員会において、第二期地方分権改革に向けた議論が進められるなど、地方分権の流れが本格化し、自らの権限と責任で施策を実施していくことが強く求められるなか、これまで以上に行政が担う責任を認識し、真に必要な施策を重点的に実施する必要があります。

また、6月には「経済財政改革の基本方針2007」が閣議決定され、国と地方の役割分担の見直し等について検討を進めるとともに、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革について検討することとされており、これらの改革が真に地方の自立を確立することとなるよう注視しなければなりません。中でも、地方間の税源の偏在を是正する方策としての法人二税の見直し議論については、本県財政に与える影響は多大であり、地方税の原則を無視した税制の見直しは行わないよう引き続き強く求めていく必要があります。

一方、我が国の経済情勢は、企業収益が改善し、設備投資も、このところ弱い動きがみられるものの増加基調にあるほか、個人消費も持ち直しているなど、景気は、回復しています。

しかし、今後、アメリカ経済や原油価格の動向が内外経済に与える影響等には、十分留意する必要があります。

このような情勢において、平成20年度の予算編成に取り組むこととなりますが、その前提として歳入、歳出の状況を展望すると、歳入の大宗をなす県税収入は、平成15年度から4年連続の増収となるなど堅調に推移していますが、法人二税収入についてアメリカ経済の動向や原油価格の高騰等による企業収益への影響が懸念されるなど、楽観できない状況であります。

一方、歳出面においては、公債費、扶助費を始めとする義務的経費が確実に増加するほか、社会情勢の変化や多様化する行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

こうした状況から、平成20年度も引き続き多額の財源不足が見込まれるなど、厳しい状況が続くことが考えられます。また、平成19年度当初予算の財源不足への対応として行った減債基金等からの繰入運用による400億円の臨時的財源対策について早期に解消する必要もあります。

従って、本県財政の健全化に向け、「あいち行革大綱2005」の取組を着実に進め、財源の積極的な確保に努めるとともに、すべての事務事業について実施手法を含めた見直しや合理化を行い、成果を重視した効率的な施策への取組を進める必要があります。

このため、予算編成に当たっては、真に必要な分野に限られた財源を可能な限り、重点的かつ効率的に配分することを基本とし、愛知の総合力をより確実なものとし、さらに高めるために、次に掲げる事項を目標として、年間予算を編成するものとします。

- 1 安心できる健康・福祉社会づくり
- 2 安全で災害に強い地域づくり
- 3 新しい時代を拓く人づくり
- 4 世界をリードする産業中枢づくり
- 5 持続可能な循環型社会づくり
- 6 多彩な交流が展開される愛知づくり
- 7 分権・協働・行革の県政づくり

記

1 行政活動計画の立案に際しては、「愛知県予算編成方式要綱」によることとし、県民にとって真に必要な施策を的確に把握するとともに、現下の財政状況にかんがみ、政策目的と具体的な施策との相互関係を十分検証した上で、制度・施策そのものの廃止・休止をも含めた見直しを徹底的に検討すること。

さらに、優先度、緊急度による事業選択、事業効果の検証、国、市町村及び民間との役割分担の明確化を一層徹底し、将来の財政負担についても配慮して、限られた財源を重点的かつ効率的に配分するよう努めること。

また、「あいち行革大綱2005」及び「新しい政策の指針」との整合性にも配慮するとともに、「ロードマップ208」の施策・取組の着実な推進に努め、現在、直面している多様な課題に的確に対応をすること。

2 行政活動計画の立案に当たっては、一層の重点化、効率化に努めることとし、事業の所要額を十分精査の上、必要最小限の額で立案すること。

(1) 義務的経費及びこれに準じその性質上削減が困難な経費、法人事業税超過課税充当事業費、その他特に緊急に措置を必要とする経費については、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。

(2) 集合的公共事業については、平成19年度当初予算一般財源額（県債及び一般財源的収入を含む。）の3パーセントの節減を行うこと。

(3) 一般行政経費については、各部局における自主的な事業の見直しを促進するため、枠配分方式としていることから、行政評価制度の積極的な活用などにより、付与した財源の範囲内で、各部局長の判断と責任において事業毎に一律的な削減を行うことなく、関係者等と十分に調整を図りながら真に必要な施策へ重点配分すること。

3 行政評価制度の活用にあたっては、成果重視の視点から施策目標を達成するための寄与度が低い事業は、廃止・休止を含めた抜本的な見直しを図ること。また、行政及び民間との役割分担の観点に留意しつつ、NPOとの協働やPFIなどの手法の活用について、積極的に検討すること。

- 4 監査、監察等による指摘事項などについては、事業内容及び執行方法等を十分検討して、その改善に努めること。
- 5 各部局に共通する行政課題については、事業の競合を避け、事業効果をより高めるため、関係部局相互の連絡を一層密にして、その調整に努めること。
- 6 債務負担行為については、将来の財政運営を圧迫する要因ともなるので、制度本来の趣旨に沿って適切な運用を図るものとし、歳出予算と一体的に検討して、やむを得ないものにとどめること。
- 7 繰越明許費については、必要最小限の額に限定して計上するものとするが、これは不測の事態をも考慮してのことであり、歳出予算については、当然に年度内の事業完成を前提とするものであること。
- 8 特別会計及び企業会計については、特にその設置の趣旨を十分に踏まえ、経営改善に努め、健全な計画に基づいて編成すること。

担当 総務部財政課予算第四グループ

内線 2152